

食安発第0601002号

平成19年6月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部長

(公印省略)

中国産食品の安全性確保について

先般より諸外国において、中国産原料を使用した医薬品や飼料を原因とする人や動物の健康被害の発生とともに、中国から輸出された食品による健康被害事例や多数の輸入差し止め事例が報道されており、関係情報の収集、輸入時検査の強化等の必要な対応をとっているところです。

わが国に輸入される中国産食品については、現在までにこれらの報道内容との直接の関係は確認されていないものの、その安全性を再確認し、社会的な不安を払拭することが極めて重要と考えています。

については、食品の安全性確保について事業者が一義的責任を有していることを踏まえ、中国から輸入する食品について、特に中国において違法に製造加工輸出されたものではないこと、原材料、製造・加工方法、検査データ等がわが国の食品衛生法に適合すること等について改めて確認を行うよう、輸入者に対し指導方よろしく申し上げます。

なお、本件については、別添のとおり、社団法人日本輸入食品安全推進協会会長あて通知していることを申し添えます。